



目次

前書き.....	2
巻頭の辞.....	3
第1章 条約設立の経緯	
湿地の重要性.....	5
行動のとき.....	6
国際条約に向けて.....	7
湿地に関する国際条約.....	8
条約の内容.....	9
条約の「3つの柱」.....	10
湿地の「ワイズユース」.....	11
条約の発展.....	12
第2章 ラムサール条約の活動	
条約の運営.....	15
40年間の歩み.....	16
締約国への手引き.....	17
現場でのサポート	
～プロジェクト助成.....	18
～ラムサール諮問調査団（RAM）.....	20
多国間環境協定（MEA）との協力.....	21
NGOとの協力.....	22
民間企業との協力.....	23
地域とともに活動する.....	24
成功の尺度.....	26
第3章 ラムサール条約のこれから	
未来に向けた課題.....	29
ラムサール条約の主要な役割.....	30
謝辞.....	32

ラムサール条約の水財産



湿地に関する条約の40年

前書き



G. V. T マシューズ教授
ラムサール条約「創設の父」
の一人

一世代前の湿地保全の状況を想像するのは、現在では難しいことです。湿地が痛ましいほどに失われていることを示す統計は集積していましたが、その事実を知るのはごく少数の人々でした。湿地が環境と人間の福祉にとって極めて重要であることも、十分に文書化されていましたが、このことも同様に、科学者の間以外ではほとんど知られていませんでした。

1962年に、この状況を改善するために、歴史的なMAR会議（7頁参照）が招集されましたが、この会議によって国際的な湿地保全運動の第一歩が記されたと言っても良いでしょう。この歴史的な一大事に携われたことは、名誉であり、光栄に思います。MAR会議の参加者は湿地保全に関する国際条約の必要性を訴えましたが、当時まだ環境のための国際的な政府間条約は存在しなかったため、これはとても冒険的な考えでした。

この湿地に関する条約は、10年近くに及ぶ熱心な人々による尽力と巧みな外交の集大成として、1971年イランのラムサールにて調印されました。2月2日、条文がついに採択されたという発表に、鳴り止まない拍手が贈られたことを今でも鮮明に覚えています。

40年が経過し、9倍にも増加した加盟国160カ国以上とともに、今、われわれは発展の軌跡を振り返っています。とても多くの人々が、この冊子に取り上げられている成果を大変な誇りに思う権利を持っているでしょう。それでもなお、17年前、ルック・ホフマン博士が私の著書である『湿地に関するラムサール条約：その歴史と発展』（原著：The Ramsar Convention on Wetlands: its history and development）の前書きによせた「条約は、湿地を正当に扱うためには、絶えず条約自身を適応させ続けなければならない」という言葉の持つ意味は、当時と変わりません。

G. V. T マシューズ教授

巻頭の辞



アナダ・ティエガ
ラムサール条約事務局長

長年にわたり、ラムサール条約は、湿地および水資源の保全と持続可能な利用を実現するための国際的な活動を牽引してきました。2011年の今年、事務局、政府代表者、NGO、科学者および聡明な市民からなるラムサールファミリーは、条約40周年という機会を活用し、これまでの成果を評価し、今後の課題を整理しようとしています。

1年間を通して、パートナー団体や締約国との協力のもと、必要な行動は何であるか、そのためにわれわれ事務局はどのような支援ができるか、というビジョンを明確化していきます。また、記念行事を開催するほか、2011年を通して世界中の活動の推進力となるよう、湿地を賛美し、なぜ湿地を気にかけるのか、この40年でどんな成果があったのかを伝える主要メッセージの発信も、定期的に行います。

条約事務局では、この小さな冊子によって、皆さんがわれわれを理解し、われわれが皆さんの力を借りながら、今後どんなことを実現していきたいかについて、理解していただけることを願っています。

アナダ・ティエガ



第1章 条約設立の経緯



湿地の重要性

今日、湿地の重要性についてあえて説明を必要とする人は多くないでしょう。しかしながら、これまでずっとそうだったわけではありません。すなわち、近年まで、湿地はただの荒地だと広く認識されていたのです。都市開発に、農業に、安価な疾病対策に、郊外の住宅地に、遊園地に、そして高級ホテルにするために、湿地は水を抜かれたり、舗装されたりしました。これらによるわたしたちの財産や生活への損失は、計り知れません。

湿地は、水が主な要因となり、環境とそこに生息する動植物の生活を調整している場所です。ラムサール条約の広範な定義によると、湿地とは「天然のものであるか人工のものであるか、永続的なものであるか一時的なものであるかを問わず、更には水が滞っているか流れているか、淡水であるか汽水であるか塩水であるかを問わず、沼沢地、湿原、泥炭地又は水域をいい、低潮時における水深が6メートルを超えない海域を含む」とされています。ここでは海域や沿岸域、河口域、湖や河川、沼沢地および泥炭地を含むだけでなく、水田、エビの養殖池、そして貯水池といった人工湿地や地下水も含み、淡水の管理と保全における事実上すべての側面を包含しています。

湿地は、世界で最も生産性の豊かな環境に数えられます。湿地は生物多様性のゆりかごであり、水と生産性を供給することで、数え切れない種類の動植物が湿地から生存の糧を得ています。

湿地生態系が持つ多くの役割と人間にもたらす価値、すなわち飲料水、食糧や建設資材、生物多様性、洪水の抑制、地下水の涵養、気候変動の緩和や適応といった、湿地が供給する「生態系サービス」は数え挙げればきりがなく 今日、そして将来にわたって欠くことのできないものです。

これらの事実にもかかわらず、人によってはそれでもなお他のことが優先事項であり、湿地の喪失と劣化は、おそらくこれまでよりもさらに急速に進んでしまっています。

そう、これはとても深刻な問題なのです！



『ラムサール条約の水財産』（原題“Liquid Assets”）の初版は、第1回湿地保全国際会議（MAR プロジェクト）の論文と議事録を基に作成されています。右は1979年にUNESCOの助成を得て国際水禽調査局（IWRB）により出版・配布された、改訂版『ラムサール条約の水財産』の表紙です。

行動のとき

言うまでもなく教育、つまり湿地が持つ必要不可欠の価値やそれを脅かす脅威について一般市民の方々に理解を深めてもらうことは大切です。次代を担う数々の書籍が一世代前に出版されたことをきっかけに、「湿地は干拓されるべき土地である」という古い考え方が修正され始めました。

しかしながら、状況を打開するにはそれだけでは十分でなく、政治家や行政関係者にどのようにして取り組んでもらうか、秩序立て

た手法が必要でした。

湿地資源を持続可能なかたちで利用するための個別の努力を、国際的な共同事業にまとめあげるもの、また、広く一般市民の支持を得ながら、国家政府や湿地管理者がお互いに等しく助け合い協力することを促す何か、必要だったのです。

鍵となったのは国際協力でした。多くの湿地は、2つ以上の国々にまたがったり、複数の国にわたる集水域の一部となる水系から成っています。したがって湿地の健康は、河川、溪流、湖沼または地下帯水層から国境をまたいで供給される水の質と量に左右されます。農業、産業または生活による公害といった、人間が水源に与える影響は、湿地のある地域から遠く離れた場所で発生することもあり、しばしば国境の向こうの国々が影響を受けます。多くの湿地に生息する種は季節的な「渡り」を行うため、生存するためには生息地として利用可能な場所がいくつかの国々にまたがって必要です。

国境を接している国々が善意を持っていたとしても、双方の利益になる国際的な議論や協力のための枠組みがなければ、それが生かされない可能性もあります。

そこで、一世代前に、先進的な考えを持った団体が集合して、保護された湿地生息地のネットワークと、湿地の管理に政府機関と協力して取り組むための国際条約の必要性を提唱したのです。



© iStockphoto



国際条約に向けて

このような国際的な湿地のネットワークに向けた一番初めの呼びかけは、1962年MARプロジェクトの一環として行われた会議の中でなされました。MARプロジェクトは、この3年前に、ヨーロッパにおける湿原などの湿地が急速に破壊され、水鳥の個体数減少につながっていることを憂慮して開始されたプログラムで、いくつかの国のことばで湿地を意味する単語—MARshes（英語）、MARécages（フランス語）、MARisma（スペイン語）—の頭文字を取って名づけられました。

MAR会議は、世界野生生物保護基金（WWF）の創始者の一人であるL. ホフマン博士によって招集され、（同じくL. ホフマン博士によって設立された）トゥー・ドゥ・ヴァレ湿地研究所からそれほど遠くない、フランスのカマルグにあるサン・マリー・ド・ラ・メール市で1962年11月に開催されました。環境NGO、主にヨーロッパの国々の政府、そして狩猟団体から参加した80人ほどの専門家の手で、保護の必要な国際的に重要な湿地のリストと、そのリストに法的な効力を与える国際条約の策定を求めた決議案が作成されました。

それから8年間にわたり、湿地保全の条文は一連の専門的な国際会議を経て慎重に協議されました。（開催年および開催地は以下のとおり。1963年英国セントアンドリュース、1966年オランダ・ノールドワイク、1966年レニングラード、1968年スイス・モルジュ、1969年ウィーン、1969年モスクワ、1970年フィンランド・エスボ）これらを主導したのはNGOとオランダ政府でした。

この長い過程でリーダーシップを取った国際水禽調査局（IWRB）のG. V. T. マッシューズ氏とエリック・カープ氏、WWFのL. ホフマン博士、ならびにイラン狩猟鳥獣魚類局のイスカンダル・フィールズ氏は、ラムサール条約「創設の父」として歴史に刻まれています。

当初、条文案は渡来地のネットワーク構築を通じた水鳥の保全に特化していましたが、作成の過程で（種の保全というよりも）湿地生息地の保全に重点が置かれるようになりました。

中国 四川若爾
(Sichuan Rouergai)
ラムサール条約湿地



© Zhang Wei

湿地に関する国際条約

ついに、1971年2月2日、カスピ海沿岸のリゾート地であるラムサール市にて、イランの狩猟鳥獣魚類局が主催する国際会議の場で、ラムサール条約の条文が採択され、翌日18ヶ国の政府代表によって調印されました。条約にとって7番目の国による批准を伝える外交文書が、条約の寄託機関であるユネスコに受理されたことにより、条約は1975年12月に発効しました。（訳注：ギリシャの批准によるもので、それまではオーストラリア、フィンランド、ノルウェー、スウェーデン、南アフリカ、イランの6カ国だった。調印をした18ヶ国中3分の1である6ヶ国を超えた、すなわち7ヶ国目の批准によって発効した。）



写真：1971年、イラン・ラムサールで条約に署名する代表者たち

© E.Kiljken

ラムサール条約は、このように、自然資源の保全と持続可能な利用に関する世界規模の政府間条約としては現代で初めてのものであり、1つの生態系に特化したものとしてはいまだに唯一のものです。その条文は、人間と湿地の相互依存と、水の循環および持続可能な管理における湿地の重要な役割との両方を重要視しているという点で、当時としては革新的でした。

条約の正式名である「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」は、当初の重点が、主に水鳥の生息地としての湿地の保全に置かれていたことを反映しています。その後、条約の哲学的な視野は広がり、湿地保全とワイズユース（もしくは持続可能な利用）（訳注：「賢明な利用」とも訳されるが、本書では「ワイズユース」に統一した）のすべての側面を網羅してきました。すなわち、湿地が生物多様性の保全のため、水管理のため、そして人間社会の福祉のために欠かせない生態系であることを認めながら、結果として条約の原文の意味するところをあまねく網羅してきました。

長年にわたり、ラムサール条約締約国は、新しい情報や考え方が次々と出現するのに迅速に対応しながら、環境に対する世界の見方や優先事項の変化と歩調を合わせて、条約の任務を遂行してきました。



条文の内容

ラムサール条約の創設者達は、条文を作成するにあたり、先見の明を持って数々の概念を生み出しました。それらの概念は、今日の環境に関する考え方を見越していたばかりでなく、それ自身が今日の考え方を定義するのに役立ってきました。

条約の序文において、起草者達は「人間とその環境とが相互に依存している」ことを認識しており、「水の循環を調整するものとしての湿地および湿地特有の動植物の生息地としての湿地の基本的な生態学的機能」を強調しています。このことが、水と水に関連する生態系に特化した国際的な合意として、今なお唯一である、ラムサール条約を形づくりました。

「湿地が経済上、文化上、科学上およびレクリエーション上大きな価値を有する資源であることおよび湿地を喪失することが取返しのつかないことであること」を強調し、立案者達は「湿地およびその動植物の保全が将来に対する見通しを有する国内政策と、調整の図られた国際的行動とを結びつけることにより確保されるべきものである」という確信を表明し、また「湿地の進行性の侵食および湿地の喪失を現在および将来とも阻止すること」を努力目標として設定しました

運営・管理面に加えて、条文は3つの主要項目にも触れていません。

- 各締約国は「その領域内の適切な湿地を指定するものとし、指定された湿地は、国際的に重要な湿地に係るリストに掲げられる」。
- 締約国は「リストに掲げられている湿地の保全を促進しおよびその領域内の湿地を可能な限り賢明に利用することを促進するため、計画を作成し、実施する」。
- 締約国は「特に2以上の締約国の領域に湿地がわたっている場合又は2以上の締約国に水系が及んでいる場合には、この条約に基づく義務の履行につき、相互に協議する」。



条約の「3つの柱」

次にあげる条約の主要部分は、現在、条約の「3つの柱」と呼ばれており、すべての締約国は、その達成に取り組むことを表明しています。

1. ワイズユース… 締約国には、湿地保全を国内の土地利用計画に組み込むという義務があります。締約国はこれまで、ラムサール条約湿地に限らず、領域内にあるすべての湿地のワイズユース促進のために、同計画を実施するよう努めてきました。

2. 国際的に重要な湿地のリスト（条約湿地リスト）… 各締約国は、少なくとも1つ以上の湿地を同リストに掲げるために指定し、その保全を促進しなければならず、そのうえで「領域内にある適切な湿地を指定する」努力を続けていかななくてはなりません。

この通称「条約湿地リスト」には、現在1,900ヶ所以上の湿地が掲載されています。これらの湿地は「ラムサール条約湿地（登録湿地）」と呼ばれ、締約国が「ラムサール条約湿地選定基準」に沿って「国際的に重要」とみなし、選出したものです。締約国は、同リストに掲げられているすべての湿地の「保全を促進」するために尽力していますが、それは世界で最大の保護地域ネットワークとなっています。

3. 国際協力… 締約国政府は、条約の履行に際して、特に国境にまたがる湿地や、多くの地域にまたがる水系、そして国境にまたがって分布している種や渡りを行う種に関して、他の締約国と協議すること、ならびに専門的技術や資金を、義務を果たすことの難しい他の締約国に提供することで合意しています。

これらの「3つの柱」に加えて、ラムサール条約はさらに2つを最終目標としています。それらは、（個人の能力や資金の確保も含めた）能力育成および研修を通じて、条約の実施機能を強化すること、そして条約への加盟を世界の全ての国に広めることです。

ラムサール条約は、規制に基づく制度ではありません。しかしながら、その条文は厳粛な協定として結ばれたものであり、その意味では他の国際法と同様な制約を持つものと考えられています。

世界各地における
ラムサール条約湿地の標識





湿地の「ワイズユース」

条文第3条の1において、締約国は、その領域内における湿地の「ワイズユース」に向けた国家計画を作成することを表明しています。

この「ワイズユース」という中核概念は、条約が作成された当時には先駆的なものでした。この概念は、人間による自然資源の持続可能な利用と、ラムサール条約の基本原則および湿地保全とは、完全に両立可能であることを明言しているのです。

ラムサール条約のワイズユースという考え方は、締約国の領域内におけるすべての湿地と水資源に適用されるもので、条約湿地に限りません。ワイズユースという考え方を適用することは、湿地が次世代に向けて、生態系サービス、生物多様性、および人間の福祉の維持を支えるという大切な役割を確実に果たし続けるために、極めて重要です。

この「ワイズユース」という用語が、ラムサール条約のコミュニティー内外に普及するにつれ、締約国はより正確な用法の必要性を認め、1987年に明確な定義を採択しました。この定義は、後の2005年に次のように更新されました。

「湿地のワイズユースとは、持続可能な開発の考え方に立って、生態系アプローチの実施を通じて、その生態学的特徴の維持を達成することである」

これらの定義とそれに伴う考え方によって、ラムサール条約の「ワイズユース」と、WWF、IUCN（国際自然保護連合）、国連環境計画（UNEP）により作成され人間の福祉と人間の自然への依存を結びつけ相互に切り離せないものであるとした1980年の「世界環境保全戦略」、ならびに国連環境と開発に関する世界委員会による1987年の「持続可能な発展」の定義との間に整合性が生まれました。「ワイズユース」は、その後、「生態系サービス」に重点を置きながら、ミレียม生態系評価（2001～2005）の用語とも一貫性を築いています。



© Sandra Hails

条約の発展

条約の始まりは、ゆっくりとしたものでした。1971年の締結から、第7番目の調印国が批准し、条約が発効されるまで、実に4年もの歳月を要しました。しかしながら、1980年、第1回締約国会議（COP1）時には、加盟国は28カ国にも及んでいました。

当時の締約国のほとんどはヨーロッパの国々で、初期の締約国会議が問題としていたのは、実質上そのほとんどが鳥類学的な内容に関するものでした。この当時、条約の活動のための予算はなく、締約国は、事務局としての日常的な基本業務についてはIUCNやIWRBといった国際NGOによるボランティアベースの活動支援に

頼っていました。

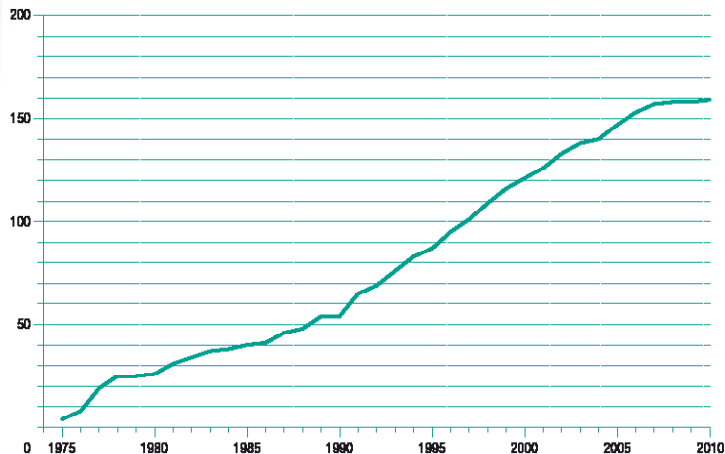
当初の条文は、1982年の「パリ議定書」によって改正され、条約を必要に応じて改定するためのしくみが整えられました。1987年の「レジヤナ改正」では、ようやく財政基盤となる予算が作成され、条約事務局および常設委員会が設立されました。

1980年代を通して条約は発展を続け、COP2（1984年）当時の締約国数35ヶ国、国際的に重要な湿地（「ラムサール条約湿地」）300ヶ所から、1993年のCOP5開催事には77ヶ国670ヶ所と、2倍に膨らみました。この発展には途上国からの新規加盟が大きく貢献しており、その過程で、条約の扱う範囲も自然に広がり、「持続可能な利用」から「持続可能な発展」までも包含するようになりました。

「科学技術検討委員会（STRP）」は、独立の専門家が集まった諮問支援機関であり、1993年に創設されて以来、締約国が採択する原案となる非常に優れたガイドラインや決議を起草してきました。

「ラムサール諮問調査団（RAM）」は、特にラムサール条約湿地における特定の問題を解決するための助言および技術的支援の非公式な手段として1988年に開始され、1990年代を通して発展し、条約の最も重要な実施ツールの1つとなっています。これに関連して、モンルーレコードがあります。モンルーレコードは、1990年に開始された、「生態学的特徴が既に変化してしまったり、変化の過程にあったり、もしくは変化するおそれがある」ラムサール条約湿地に対して公的に注意を促し、これらの湿地を保護する行動を促すためのしくみです。

Cumulative number of Contracting Parties



Years [左グラフ：ラムサール条約締約国数の推移]



条約の広報活動は、1990年代に急速に発展しました。ラムサール条約のウェブサイトは、1996年に始まり、間もなく条約事務局にとってラムサールファミリーや一般の人々と日常的に連絡を取るうえでの中心手段となりました。毎年行われる「世界湿地の日」は、1997年に初めて実施され、それ以降ラムサール条約が広く一般の目に触れる重要な行事となっています。また、「ラムサール条約湿地保全賞」は、1999年に初めて授与され、それ以降3年ごとに授与されています。

1996年のCOP6における「湿地と水」決議は、湿地生態系における水の重要性にとどまらず、世界の多くの地域で起こっている淡水不足というひっ迫した危機に対して、湿地が中心的な位置を占

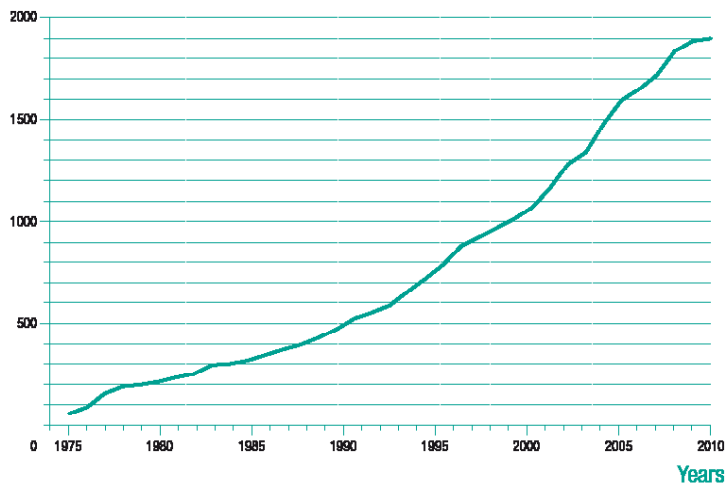
めている事実にもまで条約の理解が及んでいることを示しています。

ラムサール条約と生物多様性条約(CBD)との公式な協力関係は、1996年に始まり、それ以降、類似するほぼすべての多国間環境協定(MEA)のモデルとなりました。また、1999年の「国際団体パートナー」公認により、MEAの中でもいまだに珍しいNGOとの協力関係が正式なものとなりました。

1990年代の終わりには、ラムサール条約はその対象を全世界に広げつつあり、1997年に第100ヶ国目の加盟国を迎え、1999年には1,000ヶ所目の条約湿地を登録し、国際的な環境協力における主要なパートナーとしての地位を確立しました。1990年代の終わりには、ラムサール条約は成熟し、多くの点で現在のような形態と役割を確立したのです。

2000年代も条約は着実に成長を続け、2010年に締約国数は160ヶ国になりました。2005年には、生態系、生態系が人間にもたらすサービス、および人間の福祉が相互につながっているという「ミレニアム生態系評価」の結果の妥当性を考慮し、COP9ではこの結果を湿地の生態学的特徴の維持を通して「ワイズユース」を実現するという条約のフレームワークとして採択しました。

Cumulative number of Ramsar Sites



Years

[左グラフ: ラムサール条約湿地数の推移]



第2章 ラムサール条約の活動



条約の運営

ラムサール条約の履行は、160ヶ国以上の締約国、常設委員会、そして条約事務局の間における継続したパートナーシップ、補助的な専門家機関や「科学技術検討委員会（STRP）」の助言、そして「国際団体パートナー（IOP）」の協力で成り立っています。

条約の事業の対象範囲は、6ヶ年の『戦略計画』によって調整されており、それによって以上に挙げた団体やその他の協力者に期待される、または要請される優先的な活動が定められます。『第3期戦略計画』は、2009年～2015年を扱っています。

締約国会議（COP）は、条約の意思決定機関です。各締約国の代表者が3年おきに集い、前3年間の国別報告書を受け取ったり、以後3年間の事業計画と予算配分を承認したり、環境問題が継続発生している締約国に対する手引きを検討したりします。

常設委員会（SC）は、セッション間にまたがる執行機関であり、2つの締約国会議（COP）間に、COPにおいてなされた決議の枠組みに基づいて条約の事業を監督します。常設委員会のメンバーとなる18の締約国は、各締約国会議の際に選出され、その次の締約国会議まで務めます。

ラムサール条約事務局は、日々の条約活動の調整役を担っており、英語、フランス語、スペイン語の3ヶ国語を公用語に運営されています。条約事務局の設備は、IUCN（国際自然保護連

合）との契約に基づいて提供され、スイス・グラン（のIUCN本部ビル内）にあります。事務局長は、政策・技術、渉外、事務など約20名の職員と、サモアのアピアにあるオセアニア地域担当の仕事監督しています。

第10回締約国会議
（韓国、昌原市）



© Ramsar Secretariat

40年間の歩み

ラムサール条約は、その創設から40年の間に、哲学・政策と認知度の両面で大いに成長を遂げ、世界中に広まりました。

ラムサール条約では、様々な方法で、開発目標の達成や国民の生活向上とそれぞれが持つ湿地という遺産の保護とを両立していけるよう、締約国を支援しています。それには、締約国向けの手引きの作成、プロジェクト助成やラムサール諮問調査団（RAM）を通じた現場への支援だけでなく、NGO、多国間環境協定（MEA）、民間企業との協力、ならびに地域の仕組みを通じた協力等が含まれます。この中の何点かについて、次頁から解説します。

「世界湿地の日（WWD）」

毎年2月2日に行われる「世界湿地の日」は、1997年に開始されて以来、今日では条約にとって主要なキャンペーンの日に発展しており、湿地の価値や恩恵およびラムサール条約に関する普及啓発の格好の機会となっています。現在、締約国の約90%で「世界湿地の日」を記念した行事などが行われています。

このページのイラストは、「上流-下流 湿地によってつながっている」をテーマに掲げた2009年のキャンペーンのものでした。

条約事務局が作成したポスターやステッカーなどのキャンペーン用品の国・地域対応版、そして各年の活動報告を、ウェブサイトからダウンロード・閲覧することができます。

www.ramsar.org/WWD/



40年間の歩み

締約国への手引き

長年にわたり、締約国は、STRP によって準備された科学的、技術的、および政策面での手引きの多くを導入してきました。手引きのテーマは多岐にわたるとともに、技術的助言を行い、必要に応じ政策決定者および湿地管理者に対し公平な援助を行い、ならびに条約のために締約国に期待されることの共通基準を策定するという複数の目的にかなったものです。

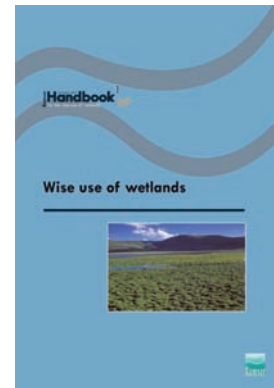
条約の3つの柱のうち、1番目の柱であるワイズユースのための手引きの範囲には、国家湿地政策の策定や、憲法や機関が湿地のワイズユースという原則を具体化するような見直しなどといった、計画に関する主要な問題が含まれます。それらは例えば、湿地のインベントリー（目録）やモニタリング、そして影響評価（アセスメント）のための基準に関する実用的な助言、そして一般の人々に湿地の価値を伝えることや、湿地へのステークホルダー（利害関係者）の参加を促すことなどの、人に関連した助言などです。

最も重要な点は、水に関連する手引きが相当数あることです。それらは、湿地の生態学的機能を維持するための水の分配や水管理、河川集水域管理、および沿岸域と地下水資源の管理などです。

（2本目の柱である）ラムサール条約湿地リストについては、ラムサール条約湿地候補地の戦略的な選定、湿地の科学的な記録、および生態学的特徴の変化のモニタリングなどに関する助言があります。3本目の柱である国際協力についても、『国際協力のためのガイドライン』や水鳥のフライウェイにおける協力促進の中で扱われています。

手引きはすべて、『湿地のワイズユースのためのラムサールハンドブック』（通称「ラムサールツールキット」）というタイトルで、CD-ROM（右下写真）とラムサール条約事務局のウェブサイトで開催されています。内容は、公式な手引きにイラストの入った資料とケーススタディを織り交ぜた、使いやすいものになっています。（2010年9月）現在改訂第4版を準備中で、これによって全21巻が刊行されることになります。

STRP によるもう1つの締約国に有益な道具は、『ラムサール条約技術報告書』シリーズです。



40年間の歩み

現場でのサポート～プロジェクト助成

条約事務局では、現場での保全事業を直接実施することはありませんが、条約は湿地の保全とワイズユースのための小規模事業（または規模の大きい事業の一部）向けに3つの資金援助プログラムを行っています。条約事務局職員は、事業計画を評価し、その適切性についての勧告を行い、モニタリングとフォローアップを行うことで、選出された事業が効果的に実施されるようにしま

「ラムサール条約小規模助成基金 (SGF)」：モルドバにおける効果的な湿地管理

モルドバ共和国において、バイオティカ生態学会と生態学省の協力のもとで実施された助成基金事業は、ラムサール条約湿地であるウングリ・ホロスニタ湿地 (Unguri-Holosnita Ramsar Site) における管理計画の策定とワイズユースの実践を目的として行われました。同湿地は、ウクライナとの国境付近にあるドニエストル川河岸にあります。この事業は、同湿地が自然環境遺産・歴史遺産としての大きな価値を持っていることについて、地域自治体や地元のステークホルダーが普及啓発活動を行うのを支援しました。また、全体としては、ラムサール条約のPRにも貢献し、結果として国レベルでの環境政策に影響を与えました。

す。

「ラムサール条約小規模助成基金 (SGF)」は、発展途上国や新興国におけるラムサール戦略計画の実施に寄与する事業に対して、40,000 スイスフランを上限とした小額助成金による経済的援助を行うことを目的に、1990年に締約国によって設立されました。1991年以来、助成基金は、100ヶ国以上における200以上の事業に対して、7,500万スイスフランにおよぶ直接の助成を行ってきました。条約事務局ではまた、評価の高い事業計画について年次報告を公開することで、他の寄付や助成の獲得につながるよう取り組んでいます。

さらに、条約事務局では、1997年から「未来の湿地」基金(WFF)」を運営しています。この基金はアメリカ合衆国国務省および米国魚類野生生物局による支援によって成り立っており、湿地の保全とワイズユースに関する能力開発と研修を通じ、南米とカリブ海の機関や個人に役立てることを目的に行われています。これまでに250以上の事業に対する支援実績があり、支払われた総額は330万米ドルを超えます。



「‘未来の湿地’基金(WFF)」：コロンビアでの湿地教育

コロンビアで行われている‘未来の湿地’基金事業では、南米の湿地に関する革新的なプログラムが最近作成され、南米におけるラムサール条約の役割を際立たせています。フキーネ湖(Fuquene lake)周辺の地域社会の生徒、教師、親を巻き込んだ取り組みの結果、活動は主に小学校に焦点を当てたものになりました。ラムサール条約の活動の促進と、学校から地域全体に向けて知識を広めるための戦略を作成することを目標とし、地域の湿地を保護するために取るべき方法は何かを念頭に行われました。

「アフリカのためのスイス助成金(SGA)」：セネガルにおける外来雑草のコントロール

1999年、セネガル川でオオサンショウモ(Salvinia molesta)という外来種の雑草が発見されて以後、ラムサール条約と世界遺産条約の協同専門家団は、セネガルのジュージ国立公園(Djouji National Park)およびモーリタニアのディアウリング国立公園(Diawling National Park)におけるこの脅威への対策として、いくつかの決議を採択してきました。ラムサール条約事務局によって運用されたスイス助成金は、ジュージ国立公園においてそれらの決議を実行するために貢献し、今日では、オオサンショウモはコントロールされ、公園内の生態学的特徴は保全されています。

条約事務局の運営による「アフリカのためのスイス助成金(SGA)」は、1989年以来条約事務局によって運営されている、スイス連邦政府の厚意による助成で、アフリカでの条約の実施を支援することを目的としています。「スイス助成金」は特に、アフリカの湿地における緊急時の対策や特定の活動、そして同地域でのラムサール条約の普及に効果的です。

40年間の歩み

現場でのサポート～ ラムサール諮問調査団 (RAM)

ラムサール諮問調査団 (RAM) の活動

ドナウ川の氾濫原にあるスレバルナ・ラムサール条約湿地 (Srebarna Ramsar Site) には、淡水湖とヨシ原があり、そこには世界で絶滅の危機にある生物種が生息しています。20 世紀後半、水の汲み上げ、伝統的な土地利用習慣の衰退、そして周辺農地での農業や化学肥料使用の増加により、富栄養化、水量の低下、および生物多様性の減少が起きました。この湿地で行われたラムサール諮問調査団の最初の任務は、1992 年から2人のラムサール条約の専門家によって手がけられ、ドナウ川との間の流れの改善と、綿密な湿地管理計画の策定が行われました。必要とされる回復・管理活動への国際的な支援を存続させるため、ブルガリア当局によりスレバルナ湿地がモントルーレコードに記載されたことが、米国国際開発庁 (USAID) を通じた重要な活動や国際援助のきっかけとなりました。2 番目の任務は、1998 年と 2001 年に行われ、世界遺産センター (同湿地が世界遺産にも登録されていることによる)、IUCN、およびラムサール条約事務局との協力の下で行われ、一定の成果を挙げ、さらなる助言が行われるとともに、同湿地のモントルーレコードからの削除が推薦されました。ラムサール条約の支援機構と国際的な結束のおかげで、スレバルナ湿地の生態学的特徴は回復されました。

生態学的特徴が危険にさらされている条約湿地の管理や保全を行う締約国には、特別な配慮がなされています。これは、技術的支援を行う公式機構である「ラムサール諮問調査団 (RAM)」によって度々行われるもので、20 年以上もの間締約国のために機能しています。

ほとんどの場合、ラムサール諮問調査団では専門家の調査団による1回の訪問を行い、調査結果と提案をまとめた報告書が作成されます。調査団の報告書は、関連当局によって検討された後に公文書となり、その湿地における保全活動の基盤や他の湿地への資料になるとともに、ラムサール条約の決議を実行するための事務局予算や外部助成を引き寄せる一因となることもあります。

1998 年から 2010 年の間に、ラムサール諮問調査団は 27 のラムサール条約湿地や湿地群に派遣されてきました。近年の任務のほとんどは、条約事務局職員によって統括され、ユネスコ世界遺産条約、IUCN、UNEP のボン条約およびその決議、ならびにユネスコ「人間と生物圏プログラム」などの外部機関との協力のもと、多数の専門分野にまたがるチームを動員してきました。





40年間の歩み

多国間環境協定 (MEA) との協力

多国間環境協定 (MEA) —すなわち、関連した目的や重なりのある任務を持つ条約や政府間組織—の間における調整や協力の有効性は、昔から広く知られています。

ラムサール条約は、協力関係を取り結ぶことに関して草分け的な存在であり、1996年の生物多様性条約との最初の覚書に始まって、1998年に承認され現在2007～2010年期の第4版となっている「生物多様性条約・ラムサール共同作業計画」があり、どちらも他の多国間環境合意間の協力が倣う手本となっています。

長年にわたり、ラムサール条約は、ボン条約 (CMS)、ユネスコの世界遺産条約および「人間と生物圏プログラム」などの国際的な政府間機関、(カリブ海、地中海、カルパチア、南太平洋の) 地域条約やプログラムおよび(チャド湖、ニジェール、コンゴの) 集水域委員会、ならびに世界銀行、国連世界観光機関 (WTO)、欧州環境庁、欧州宇宙機関、国連食糧農業機関および米州機構などの国際機関と、公式な条約やときには協力行動プログラムといった、

緊密で相互にとって有益な関係を築いてきました。

ラムサール条約は、「生物多様性関連条約連絡グループ (BLG)」で、そして『リオ条約』の「合同連絡グループ (JLG)」の活動のオブザーバーとして、他の生物多様性に関連する条約—生物多様性条約、ワシントン条約 (CITES)、ボン条約、世界遺産条約など—にも積極的に参加しています。さらに、ラムサール条約は、国連の専門機関、プログラムおよび機構からなる「環境管理グループ (EMG)」の活発な会員です。以上に挙げたどの団体も、多国間環境協定の事務局も含めて、環境とそれに関連した国際的な活動が重複するのを避け、協力が推進されるよう努力しています。

最後に、ラムサール条約は、多国間環境協定に従属する科学諮問機関の議長会である CSAB (生物多様性関連諸条約の科学上の助言機関議長会) でも活動しています。



ブルガリアのスレバルナ・ラムサール条約湿地 |

© Ivan Yanchev

40年間の歩み

NGOとの協力

ラムサール条約は、その5つのパートナー団体との関係において、多国間環境協定の中では他に類のない存在です。1960年代、多くの国際的な環境NGOの協力が、湿地に関する条約の策定を支えました。それ以後もこれらの主要団体との関係は大変緊密で、それによる成果もたくさん生まれてきました。

1999年、ラムサール条約と協力を続けてきた歴史的を持つ4つのNGOが、「国際団体パートナー」(IOP)として公式な地位を確立し、2005年には、締約国により、「国際水管理機構」(IWMI)が5番目の公式パートナーとして加えられました。

5つの国際団体パートナーとは、バードライフ・インターナショナル、IUCN(国際自然保護連合)、国際水管理機構、国際湿地保全連合およびWWFです。

国際団体パートナーは、主なものとして、専門家による技術的な助言、現場レベルでの実施支援、そして資金援助によって、各団体の本部や地域支部、そして専門家ネットワークを通じて、世界、

地域、国および地元レベルで、条約の活動を大きく支えています。それに加えて、パートナー団体自身がラムサール条約の哲学とウィズユースの概念を具体化しており、各団体の世界中で行われている活動では、ラムサール条約のガイドラインが取り入れられています。

国際団体パートナーはまた、締約国会議、常設委員会および科学技術検討委員会(STRP)の会議に定期的に参加します。さらに、条約との契約のもと、IUCNはラムサール条約事務局の設備を提供し、「国際湿地保全連合(ラムサール条約湿地情報サービス(RSIS))」を管理しています。

ラムサール条約事務局との協力を取り決めた覚書に調印しているNGOは他にも数多くあり、その協力が大変重要であることは、事あるごとに証明されています。





40年間の歩み

民間企業との協力

条約は、湿地保全に取り組む NGO が数多くあり、国際レベル、国レベル、および地域レベルで絶え間ない努力を続けていることも、忘れていません。条約は、民間企業と相互に有益な関係を築くことでその資金源や活動を拡大する機会を、積極的に受け入れてきました。中でも特筆すべきなのは、水資源の大切さに関して条約が意思決定者や一般に向けて行う普及啓発活動に対して、ダノングループが寛大な資金援助を行ってきたことです。

「水のためのダノン・エビアン基金」は1998年に創設され、さまざまな普及啓発用の教材やセミナーに対する企業援助の実績を重ねてきました。しかしながら、ダノンとの協力関係の最も目に見える成果は、毎年2月2日の世界湿地に向けて、人々が同日を祝う手助けとなる記念ポスター、パンフレット、映画および子ども用ゲームが作成できるようになったことです。

同様に、ダノングループでは「エビアン特別賞」として、3年に一度実施される「ラムサール条約湿地保全大賞」の3人の受賞者それぞれに10,000米ドルを贈呈しています。これは、締約国会議の場で1999年から授与が行われています。

2008年には、地元の人々が水を持続可能な方法で管理し、生活水準を改善するのを支援することを目的に、「エビアン水保護機構」が開始されました。現在は、ラムサール条約によって選出された、それぞれアルゼンチン、ネパール、タイにある3つの湿地によって、同プログラムが運営されています。

同じく2008年から、「ダノン自然基金」において、IUCN とラムサール条約は、湿地の回復を通して地球温暖化を緩和するための方策づくりに取り組んでいます。これまでのところ、炭素固定の潜在性が高く生物多様性の維持に重要な役割を果たしているマングローブに焦点が当てられています。

ラムサール条約、ユネスコ「人間と生物圏プログラム」、およびIUCN とのパートナーシップである「生物圏コネクション」が、航空会社のスターアライアンス・ネットワークによって設立されました。このおかげで、条約はラムサール条約に関連したワークショップや会議のための旅行への援助が受けられるようになっています。



40年間の歩み

地域とともに活動する

1992年に設立され1996年にラムサール条約の下に位置づけられた「地中海湿地イニシアティブ」(MedWet)の例にもあるように、条約は、湿地の保全とワイズユースに向けた活動における地域協力の意義を昔から認めてきました。地域協力によって、政府やステークホルダーが地理的な共通事項、共用の湿地システム、およ

び共通の社会的・文化的つながりによる恩恵を受けることができます。

2002年に条約が創設したプログラムでは、地理的な焦点が重複していたり、共通目的を持っていたりする締約国が集まれば、「ラムサール条約の枠組みにおいて運営している」とみなして申請することができるようになりました。現在、20件もの地域イニシアティブが採択、または採択間近の状態、中には2年を上限として活動初期費用の資金援助を受けているものもあります。

ラムサール地域イニシアティブには、ネットワークとセンターの2つの種類があります。ネットワークについては、チャド湖やニジェール集水域などのような特定の河川や湖の集水域に対するもの、アンデス山脈やカルパチア山脈などの山に対するもの、黒海のような沿岸域、渡りのフライウェイ、ならびに北欧やバルト海周辺のような、共通の目的に沿ったグループに対するものなどがあります。



ウガンダ
ムプロ湖
(Lake Mburo)
の魚市場

© David Stroud



さらに、湿地に関する研修と研究のために、現在4つのラムサール地域センターが設けられています。それらは、西半球を担当するパナマ・ナレヅジ市、中央アジアおよび西アジアを担当するイラン・ラムサール、東アフリカを担当するウガンダ・カンパラ、ならびに東アジアを担当する韓国・昌原（チャンウォン）にあります。

すべての地域イニシアティブは、独立して運営されており、条約に代わって発言したり行動する権限はありません。地域イニシアティブは、むしろ、厳格な報告義務と条約事務局との緊密な連絡を基盤として、ラムサール条約の原則に沿って運営されています



© Ramsar Secretariat

2010年9月29日
アンデス高地地域イニシアティブの会議

成功の尺度

40周年記念年である2011年の1年間は、ラムサール条約がどれほど効果的にその使命を果たしてきたかという複雑な命題を、評価し、判定する機会となるでしょう。

数ある研究によると、国で湿地政策（あるいはそれに相応するもの）を策定し、多セクターにまたがる国内のラムサール委員会または湿地委員会を設置してそれらを運営している国々や、その他の奨励された活動に国レベル・地域レベルで取り組んだ国々では、国内の湿地の状況にプラスの影響があることが証明されています。多セクターにまたがる国内のラムサールまたは湿地委員会もま

た、国ごとの条約の実施を支える強力なツールです。

ラムサール条約の要である、締約国によるラムサール条約湿地の登録も、引き続き成果を挙げています。登録された1,900以上の湿地が有する面積は、合計して1億8600万ヘクタールにおよび（2010年8月時点）、ラムサール条約湿地リストは世界で最も広い保護地域のネットワークになっています。

最近行われた独立した環境法の専門家による調査結果では、アフリカや北米のラムサール条約湿地の管理者たちが、ラムサール条約登録について「ラムサール条約湿地登録は、栄誉だけでなく、登録されているというステータスが目に見える効果をもたらした。」という共通の見解を持ち、各湿地の保全状態の維持に役立つと答えていることが報告されています。このような登録の利点には、次のようなものがあります：

- 社会的認識の向上
- 地域のステークホルダーの参画推進
- 当該湿地の保護に対する援助拡大
- 保全資金の調達手段の拡大
- 研究やエコツーリズムの機会増加



© Dwight Peck



条約の国際的な法的枠組みも、各締約国が国内の法整備を通じてラムサール条約湿地を保護する手助けとなりました。例えば、2006年には、オランダ領アンティル諸島総督が、ボネール島の「ヘットラック (Het Lac)」というラムサール条約湿地に隣接したリゾート開発の許可を、適用された環境影響評価 (アセスメント) がラムサール条約の手引きに掲載されている基準に満たないとして、覆しました。

上訴に続いて、2007年7月には、「ラムサール条約締約国の満場一致によって採択された、決議、決定およびガイドラインは、(中略) … 条約の定めるところにより、オランダの義務の1つであるとみなされる必要がある」という見解のもとに、オランダ枢密院(オランダ政府の最高諮問機関)は同決議を支持しました。

ラムサール条約事務局ホームページから |



ボネール島のラムサール条約湿地に隣接したビルに関する決定取り消しが、正式に確定した。2007年9月11日、オランダ女王であるベアトリクス女王陛下は、開発許可取り消しに反対するボネール政府の訴えを退ける国王令に署名した。1980年にラムサール条約湿地となった「ヘットラック (Het Lac)」湿地(ラムサール条約湿地番号199)の mangrove 林に隣接したリゾートの早急な開発を許可するボネール政府の決議に対して、オランダ領アンティル総督はこれを取り消したものの、ボネール政府はこれに反対していた。

オランダ政府保健および社会開発省のエリック・C. ニュートンは、このケースに対して次のようにコメントしている。「オランダ枢密院の立場で興味深いのは、ラムサール条約が設立し、オランダ王国代表を含めた締約国会議において、満場一致によって採択された決議、決定、そしてガイドラインが、条約の下での義務とみなされる必要がある、というものだ。」(条約HPの2007年11月12日トップニュースから抜粋)



第3章 条約のこれから



未来に向けた課題

2005年に発行されたミレニアム生態系評価は、陸水域および沿岸域の湿地が、他のどの生態系システムよりも早いペースで失われ続けていることを明らかにしました。2010年の報告では、喪失につながる要因は増加し続け、生物多様性は引き続き減少し、そして最も憂慮すべきことには、20世紀以降これに対するわたしたちの対応は減速していることが示されています。湿地と生物多様性の保全のみに焦点を当てるのでは、十分な効果を挙げられなかったのです。

以前と変わらず問題となっているのは、人口増加によって生じた、経済成長、貧困撲滅および人々の生活の向上に向けた強い圧力が、わたしたちの湿地や湿地の健康な生物多様性の維持をいまだに凌駕していることです。同様に、わたしたちの現在から未来にかけての課題も、ラムサール条約が策定された40年前のものと同じく変わっていません。

湿地は、水をはじめとする生態系サービスを持続的に供給するのに不可欠な自然のインフラであり、つきつめていけば誰しもの生活を担っているということが、社会のすべてのセクターによって認識されなければなりません。湿地の維持と土地・水利用の変更との間のトレードオフという難しい選択に臨んだとき、意思決定者には、湿地が供給するサービスの価値についてのより良い理解が必要とされます。彼らにはまた、湿地を維持するための決定的な行動を取らないことのリスクとともに、このようなリスクを無視す

ることの経済的・社会的な対価についても理解しなければなりません。「今まで通りのビジネス」を続けることは、選択肢にはないのです。

わたしたちは、植物や動物の外来種拡散や、温暖化し予測不可能さを増す気候の影響に対処する際にも、湿地を喪失させる直接の原因、すなわち都市開発や産業発展、農地への転換、これまでに以上に増加する水需要などに取り組んでいかなければなりません。世界ではすでに、「世界水危機」一要するに、皆に行き渡る十分な水がないことが話題になっています。水を供給し、低コストで飲料用の水を浄化し、そして早ばつの影響を受ける地域で気候を湿潤にしているのは、他にもない湿地であるという事実を、誰もが理解することが必要です。ラムサール条約は、それを中心となって実現していく役割を担っています。



© iStockphoto

ラムサール条約の主要な役割

ラムサール条約は、前項に挙げたような世界規模の課題に対応するための大いに有効な手助けとなるべく、うまく作られています。必要な対応策のほぼ全ての要となる、湿地という生態系タイプに特化した唯一の国際条約として、ラムサール条約には、水に関する議論に挙がるすべての課題に直接取り組んできた、長い経験があります。

献身的で経験豊かな人員を配した、小さく柔軟な事務局と、気候変動、健康、生物多様性および農業問題が絡み合う湿地に関する

問題を扱う代表的な専門家達で構成される STRP（科学技術検討委員会）という諮問機関により、ラムサール条約は新しい情報や出来事に迅速かつ的確に対応することが可能となっています。

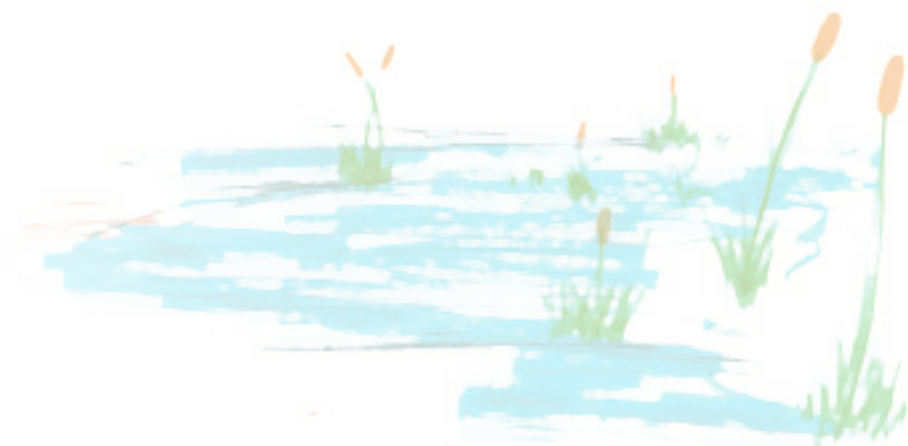
また、ラムサール条約は、次々に発生する課題に対処してきた長い実績を有し先進的な考えを持った締約国による恩恵を受けており、そのおかげで役人や湿地管理者のための新しい政策や手引きを短期間のうちに採択することが可能となっています。同様に、政府関係者、NGO、ジャーナリスト、学識者、そして市民からなる「ラムサールファミリー」もしくは条約の支持者たちは、世界的なチームの一員として共通の目標に向かって協力してきた長い経験を持ち、彼らによる恩恵も大きいところです。

このようにして、ラムサール条約の提供する国際的なコンセンサスの恩恵が、影響力のある様々なレベルのセクターによって行われる、意思決定、計画および管理活動に及ぶこととなります。

これには、世界規模の課題に対する湿地の関連性の究明に対する援助、湿地の保全とワイズユースの大切さの立証、そして湿地がもたらす恩恵の保護が含まれます。わたしたちの子どもや孫の世代のために湿地を保護していく足がかりとなる、知識を実用化する技術的なノウハウ、手引き、手本および支援ネットワークもその一部です。



© Maria Rivera



謝辞

ラムサール事務局は、湿地の保全とワイズユースの活動を援助し、尽力してくれた過去から現在に至るすべてのパートナーに対して、心から感謝します。

本冊子の主執筆者であるドワイト・ペック氏に、特別の感謝の意を表します。

この冊子は、ダノン・エビアン水基金の支援により実現しました。



ラムサール条約事務局、
2010年9月2日

翻訳参考文献：

日本湿地ネットワークJAWAN (Japan Wetlands Action Network). 『ラムサール条約入門 ゆたかな山・川・里・海を未来に伝える ラムサール条約マニュアル第4版』, 2008.

G. V. T. Matthews, 『ラムサール条約その歴史と発展』 小林聡史訳. 釧路国際ウエットランドセンター, 1995.

環境省自然環境局野生生物課, 『ラムサール条約第9回締約国会議の記録』, 2006.

翻訳参考ウェブサイト：

琵琶湖ラムサール研究会「ラムサール条約2009-2015年戦略計画」http://www.biwa.ne.jp/~nio/ramsar/cop10/res_x_01_j.htm

裏表紙写真提供者 (左から)：

- ・ラムサール条約湿地：スカダル湖 (Skadar Lake)、モンテネグロ © Tobias Salathé
- ・ラムサール条約湿地：ゴキヨー湖および周辺湖 (Gokyo and Associated Lakes)、ネパール © WWF Nepal
- ・ラムサール条約湿地：ガンドカ・マンザニーロ野生生物保護区 (Gandoca-Manzanillo Wildlife Refuge)、コスタリカ © Julio Montes de Oca / UICN-ORMA
- ・ラムサール条約湿地：マクレケ湿地 (Makuleke Wetlands)、南アフリカ © Chris Roche / Wilderness Safaris



ラムサール条約の使命

「全世界における持続可能な開発の達成に寄与するため、地方や国内での行動と国際協力を通じて、全ての湿地の保全と
ワイズユースを行うこと。」

Ramsar Convention Secretariat (ラムサール条約事務局)

Rue Mauverney 28
CH - 1196 Gland, Switzerland

Tel. +41 (0)22 999 0170
ramsar@ramsar.org
www.ramsar.org

翻訳版発行者：環境省自然環境局野生生物課

〒100-8975 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2
Tel:03-3581-3351

翻訳：日本国際湿地保全連合（佐々木美貴・小畑知未）
翻訳監修者：小林聡史